

県議会レポート かがみはら慎一郎

Vol.12 2024年夏発行



かがみはら
慎一郎

みなさん、こんにちは。

今年も暑い夏が訪れました。皆様におかれましては、健やかにお過ごしのことと存じます。

県政においては、少子化、高齢化、人口減少、環境課題、インフラの維持修繕など様々な課題が山積しています。短期、中長期と課題整理をしつつ持続可能な地域づくりをしていかなければなりません。今号は、令和6年2月議会から6月議会までの主な質問を掲載しています。私の考え方をお伝えしたく、質問部分が多くなっていますがお時間のある時にご一読いただければ幸いです。また、県議会では臨時会を開き、その中で「地域医療構想に関わる特別委員会」を設置し、地域の医療課題について議論をする土台を作りました。今回、当委員会委員長に私が就任することとなり、県行政また議会として県内の医療をどのように導いていくのかしっかりと議論をし、リードしていきたいと思います。ぜひ、皆様のご指導をよろしくお願い致します。

最後に、まだまだ暑さが続きます。暑さ対策を万全にくれぐれもお身体ご自愛ください。

香川県議会議員 鏡原 慎一郎

県政と地域を結ぶ

みなさんと一緒に夢や希望のあふれる
明るい未来をつくらせてください。

夢

子ども達が夢を持ち、
大きく育める環境づくりをしていきます。

- 子育て支援の充実
- 教育内容の充実と学力向上の取り組み

希望

ひとり一人が豊かな心をもち、笑顔で
生活のできる環境づくりをしていきます。

- 一次産業や地場企業の担い手支援
- 地域の環境づくり
- 行事やイベント事業の連携と推進

議会質問については、要旨を掲載しています。

詳しくは県議会ホームページをご覧ください。

県議会ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gikai/>

感謝

すべてに希望を持ち、仲間たちと
夢を語り合える環境づくりをしていきます。

- 安心安全の地域づくりの推進
- 地域防災力の向上
- 地域福祉の向上

結ぶ

いろいろなことを結び、カタチにします。

- 見えにくい県政を見えやすく
- 東かがわ市と香川県を結ぶ

所属委員会

環境建設委員会

地域医療構想に関わる特別委員会

発行：香川県議会議員 鏡原 慎一郎

〒769-2901 香川県東かがわ市引田357-18
Tel:0879-33-2706 Fax:0879-33-2909
<https://www.kagamihara-shinichiro.com/>



令和6年6月議会代表質問

1 人口減少対策について



鏡原 本県人口は、本年4月1日現在で、前月比2,970人減の91万9,513人となつたと発表された。

人口減少対策は本県における喫緊の課題であり、地域の維持発展や経済活動の維持、教育や医療の提供等色々なところに影を落としている状況にあると考える。

地域の維持発展という観点から、人口密度が低くなり、地域の維持や更なる発展が難しく、継続性を欠く事態になると危惧している。また、経済活動においては、地域内人口の減少により消費の低迷が続くとその活動は困難になる。特に小売りにおいてはその影響を大きく受けてしまう。教育や医療についても同様で対象者の減少による質や量の低下が危惧される。これら課題に対し、人口を維持、増加させるための施策と合わせ、その地域の持続可能性を担保していくかなければならないと考える。

医療、教育、買い物ができない、受けられない地域ではなかなか住み続ける事ができない。これらの課題をどのように受け止め、今後、人口減少社会に対応する持続可能な地域づくりを行っていくのか伺う。

知事 今後、人口が減少する社会に対応し、県内各地で、安心して医療や教育などを受けることができ、買い物ができることが、住み続けられるために必要な条件になると考えております。移動手段の確保が、特に重要であると考えています。

県では、市町の地域公共交通会議などへの参加を通じ、住民の移動手段の確保に向けた市町の取組みをリードしていくと考えています。また、各市町においては、移動販売といった宅配サービスや、高齢者等の買い物や通院等外出時の移動支援が行われており、県としても、今後、どういった支援が必要か、市町の意見も聴きながら検討していきたいと考えています。

医療については、香川大学医学部に設けられた地域枠制度を活用するなどし、医師の地域偏在の解消に取り組むとともに、高齢化が進む地域で必要性の高い総合診療医の養成を図るなど、引き続き、地域の医療提供体制の確保に努めていく。学校については、子どもたちの学びの場であるとともに、地域の「ハート」の核として、地域の交流の場や防災等の機能を併せ持つこと、また、地域における学校の存在は極めて重要なあるとの認識のもと、小中学校の設置者である各市町とも連携を図りながら、県教育委員会とともに、子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりに取り組んでいく。

鏡原 現在、地域交番や駐在所等の再編整備を検討・推進していると承知している。統合メリットは理解するところはあるが、やはり地域における警察力の低下が懸念される。昨今では、山奥の一軒屋を狙った犯罪も発生しており、なお一層の治安維持に努めていただきたいと強く要望する。そのような中で、令和2年度から移動交番車の運用を開始し、警察署や交番から離れた地域や事件・事故の多い地域のパトロールや各種相談等に機動力を活かし、安全で安心な県民生活の確保や地域の防犯力強化を図っていると聞いている。今後、過疎地域の拡大が懸念される中、地域住民の安全感を確保するため、移動交番車の運用を含め、地域の治安維持をどのように進めしていくのか警察本部長の考え方を伺う。

鏡本部長 県民の皆様の御意見・御要望を踏まえ、人口減少が認められる地域や、警察設置から距離が遠い地域を含め、県下のどのような地域においても、各種事件事故の未然防止、地域住民への情報発信、そして安心感の醸成を図るために、移動交番車の機動力も活かしつつ、警察署・交番・駐在所と警察本部が連携した警察活動を行っているところである。人口減少・過疎化など、社会情勢の変化に適切に対応し、安全で安心な県民生活を確保するため、犯罪情勢の分析結果に基づく取締りやパトロールの強化に引き続き取り組むとともに、地域住民、自治体、事業者等との連携も一層強化し、地域の治安維持に的確に取り組んでいく。

2 子育て支援施策について

鏡原 人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりのためには、未婚化や晩婚化の流れを変え、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整備していくことが重要である。知事は、「子育て支援の充実」を公約の「丁目一番地に掲げ、知事就任後の初の予算編成となる令和5年度当初予算においては、経済的負担の軽減、子育て拠点の充実、みんなで子育てを3本柱とする、「少子化対策

局面打開パッケージ」をとりまとめ、子ども医療費助成の拡充や保育の充実など、総額18億3百万円を予算措置した。さら

に、令和6年度当初予算においては、子育て中の家庭をサポートする拠点施設「かがわ子育てステーション」の設置や

男性育休の取得促進事業などの新規事業を追加し、総額23億95百万円と大きく拡充した。

こうした中、厚生労働省の2023年人口動態統計によ

ると、昨年の出生数は8年連続で減少し、72万7、277人となつた。本県も、出生数5、365人と過去最少を更新した。また、本県の2023年合計特殊出生率は1・40と、全国平均の1・20よりは高い水準だが、前年1・45から低下し、知事が新たにとりまとめた「少子化対策局面打開パッケージ」を推進しているにもかかわらず、依然として少子化に歯止めがかからっていない状況が続いている。

そこで、知事就任後の初めての予算である令和5年度からの「少子化対策局面打開パッケージ」について、現時点どとのように評価しているのか、また、その評価を踏まえて、今後、どのような方針で子育て支援施策を推進していくとしているのか伺う。

知事

子育て支援施策については、「子育て世代への経済的支援」、「孤独を抱える子育



3 瀬戸内海の環境保全について

催を通じ、質の向上や施設間交流を図るとともに、登録数を増やし、施設が多くの子育て世代に知つていただけるように、周知を積極的に行い、利用促進に努めていく。多様な働き方については、男性の家事・育児参画を促す講座の開催や、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等への助成を行つてきた。今後、県内の経済団体等とともに、県内企業が取り組むことができる方策を検討し、子育て世代を応援する多様な働き方の実現を図つていただきたいと考えてゐる。

少子化対策は、2030年までがラストチャンスと言われており、この局面を開拓するため、引き続き様々な角度から、子育て支援施策を推進していく。

鏡原 島々が織りなす多島美と、人の苦みが調和する独特な景観を持つ瀬戸内海も、昭和40年代には「瀕死の海」と言われるほど環境が悪化して、赤潮発生による甚大な漁業被害も発生したところである。こうした状況を契機として、水質汚濁防止法等の各種の法制度が整備され、瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法により、水質総量規制等の様々な施策が講じられた」となどで、現在、瀬戸内海は一定の水質改善がみられている。一方、近年では、海水中の窒素やリンといった栄養塩類の不足によるノリの色落ちや、生態系の変化、海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策など、いまだ多くの課題も抱えている。美しい瀬戸内海を将来の世代に引き継ぐためには、私たちの手で、それら一つ一つの課題を地道に解決していくかなければならぬと考へる。

そこで、私たちが世界に誇る、香川県の財産である瀬戸内海の環境保全について、県として、今後、どのように取り組んでいくのか、これまでの取組みを振り返るとともに、これからの方針展開について伺う。

知事

瀬戸内海環境保全特別措置法には、水質の保全とともに、生物の多様性や生産性を確保するなど、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に發揮された豊かな海を目指すとの考え方が示されており、県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指し、様々な取組みを進めてゐる。また、国や関係府県等において、水質総量規制等に取り組んだ結果、水質については一定の改善が見られてはいるが、栄養塩類の不足等によるノリの色落ち等の水産資源の減少や、海ごみなど、環境保全上の問題等、多くの課題を抱えている。

水産資源の減少については、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正にシヨン」として登録を進め、目標である200か所を現時点で超えた。今後、研修会の開



伴つ、栄養塩類管理制度の創設を受け、本年3月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定した。今年度から、この計画に基づき、概ね10月からの3月にかけて、県内の下水処理場において、海への放流水の栄養塩類増加措置を実施することとなつており、これらの効果検証や、周辺環境への影響の把握等を行つこととしている。

環境保全上の課題については、幅広く、県民の主体的な参画を得る必要があり、香川大学と共同で県民向けの各種講座を開催してくる「かがわ里海大学」を柱として、瀬戸内海の環境保全活動を牽引する人材の育成や、県民の意識醸成に取り組んでいる。現在、育成した地域リーダーを中心とした海岸清掃等の様々な活動が県内各地で広がつており、今後、企業・団体との連携も強化し、さらなる活動の拡大を図つていく。

本年、瀬戸内海国立公園指定から9周年の節目を迎えて、県としては、優れた景観や水産資源など多くの恵みを与えてくれる瀬戸内海の環境を保全し、後世に残していくことができるよう、瀬戸内海の環境を守る取組みを、今後とも積極的に進めてまいりたいと考えておる。

4 賃上げの実現に向けた取組みについて

鏡原 賃上げの状況は、全国的にも、また、県内においても、例年以上の賃上げ回答を得たと言えるが、中小企業からは、「賃上げをしたいが、原材料高を十分に価格転嫁できない」という声もある。帝国データバンク高松支店が発表した「四国地区

価格転換に関する実態調査」によれば、「価格転嫁率」が5割未満の企業の割合は、大企業が45%に対しても中小企業は52%となつており、中小企業の厳しい経営環境がうかがえる。本県では、中小企業は、企業数で99%、従業員数では8割以上を占めており、本県経済の持続的な成長や県民の経済生活の安定・向上を図る上では、中小企業における価格転嫁や賃上げの円滑な促進が重要となつてくることから、県においても更高的賃上げに向けた取組みを進めていく必要がある。一方で、労働組合を組織している会社は、昨年6月末時点でも、全国で約16・3%、その内100人未満の会社では0・8%、100人からの人の人は0・2%となつてゐる。組織していない会社は今述べ

てきた課題も顕著にあらわれるようを感じており、商工会議所や商工会等と連携しながらその把握に努め、対策もしっかりといかなければならないと考える。

そこで、県において、構造的な賃上げに向け、どのように取り組んでいくのか直接的対策だけではなく社会情勢の変化への対応も含めて幅広い視点から各企業における賃上げを後押ししていく必要もあると考えるが、その点も含め知事の考え方伺う。

知事 企業が賃上げを実現するためには、企業における適切な価格転嫁と生産性の向上等を行政としても支援し、利益が確保されることで、その利益が労働者に賃金の上昇として適切に配分されるよう取り組んでいく必要があると考えておる。このため、今月3日には、県内経済4団体に対し、賃上げに向けた適切な価格転嫁に取り組んでいたやすく強く要請したところである。また、昨年5月には、県や国、経済団体など12の機関・団体が「価格転嫁の円滑化に関する協定」を全国で4番目に締結し、県内企業が円滑に価格転嫁を行える環境づくりに一体となって取り組んでいる。

具体的には、発注企業との価格の協議状況や「スト増加分のうち価格転嫁できた割合の状況などを県ホームページで公表するとともに、かがわ産業支援財団に設置した「価格転嫁サポート窓口」による価格転嫁交渉に必要な原価計算のやり方等の支援、さらには、協定参加機関・団体の担当者会議の開催による情報共有を図つておる。また、生産性の向上については、かがわ産業支援財団において、新商品・技術の開発や戦略的な販路拡大支援に取り組むほか、産業技術センターにおいて、生産現場等での生産性向上や技術の高度化等につながる支援を行つており、引き続き、賃金水準の向上に向け、伴走型支援・生産性の向上に積極的に取り組んでいただきたいと考えておる。県としては、社会情勢の変化にも対応できる構造的な賃上げが図られるよう、企業の円滑な価格転嫁の後押しや生産性の向上等の競争力強化の支援などの取組みを、一層進めていく。

5 サンポート高松地区のプロムナード化について

鏡原 高松港の港湾整備について、今年度から大型クルーズ船の受け入れを可能とするため既存岸壁の延伸を行う事業が進められておる。寄港を断念せざるを得なかつたクルーズ船も今後は受け入れができる、更なるサンポート高松地区的賑わいにつながると期待をしている。しかしながら、玉藻地区において大型クルーズ船寄港時に利用する岸壁以外のインフラ設備も必要になると考える。あわせて、既存フェリー乗り場周辺の渋滞緩和のための対策も検討がなされているが、現在のサンポート高松地

区における使用可能土地面積とそれらの対策が十分になせるのか疑問に思うところである。また、イベント開催時やラッシュ時等に駐車場へ向かう車や送迎車による周辺道路の渋滞対策についても検討・対策を行う必要がある。特にサンポート高松地区駐車場の出入り口は変えることができない。それらによる交通渋滞も目に見えて危惧される。交通規制やフローリー専用車線等可能な限り検討を重ね、その対策を行っていく必要があると考える。今後、サンポート高松地区的プロムナード化をどのように進めていくか伺う。

知事 サンポート高松地区では、県立アリーナの開館後も、外資系最高級ホテルの建設や大型クルーズ客船の受入れに向けた岸壁整備が予定されており、より一層多くの方が訪れるようになると想定されるため、この機を捉えて、にぎわい空間づくりを進めが必要があると考えている。そこで、高松港では岸壁整備のほか、港湾緑地については、現在、玉藻公園北側のキャッスルプロムナードの整備を進めており、今後、県立アリーナ北側のシーフロントプロムナードでは芝生広場を再生しつつ、さうなるにぎわいづくりに向け、利用方法を検討していく。また、県立アリーナ東側のハーバープロムナードでは来年の瀬戸内国際芸術祭に合わせて、新たにぎわいづくりの取組みを検討する。今後、これらの港湾エリアと県立アリーナやJR高松駅前周辺が一体となつたにぎわい空間となるよう、サンポート高松地区のプロムナード化を進めていく。



そこで、現在の空き家に対する考え方と今後の対応方針、合わせて、都市計画や街づくりの在り方にについてどのように考えてこられるのか知事に伺う。

知事 本県の空き家数は、直近の調査で過去最高となつており、中でも、老朽化して危険な空き家は、安全面や衛生面、景観上の観点などから、地域住民にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、対策を講じていく必要があると考えている。このような中、危険な空き家については、「老朽危険空き家除却支援事業」により、年間約3百件の除却を行つているものの、本年4月現在で、3千件近くあるものと推計され、依然、高い水準で推移していることから、除却ペースを加速することについて、市町と方針の共有を図り、必要な財源や体制の確保を行つて。一方で、将来的に危険な状態となる空き家を減らしていくため、適切な管理や有効活用を促すチラシを県内全世帯に配布するほか、空き家の管理等に関する相談対応や、所有者と活用希望者のマッチング等をサポートする「空き家等管理活用支援法人」の積極的な活用を市町に促していく。加えて、県民向けセミナーや相談会等において、空き家バンクの利用を促進するなど、空き家の有効な利活用に向けた取組みを強化したいと考えている。また、まちづくりの観点では、さうなる都市の郊外化を抑制しつつ、地域の生活拠点においても日常生活に必要な医療や福祉・商業等の生活サービス機能の維持・確保と地域の活性化の検討の中で進めていく。

6 空き家対策について



鏡原 本年4月30日に総務省が発表した住宅・土地統計調査によると、本県の空き家数は9万一千戸、空き家率は18・5%といずれも過去最高となつて。一方で、住宅数も増加しており、本県においてはこの5年間で5千戸増加し、49万3千戸となつて。知事は「空き家に關し県政の大きな課題であり、老朽化して放置された空き家は、安全面だけでなく、衛生面や景観上の問題もある」とした上で、市町の主体的な取組みについて市町長に直接働きかけるとされた。また、空き家等管理活用支援法人の活用にも言及され県としても積極的に空き家問題に対する対応を進めていく旨の発信をされたものと理解していく。

私は、現状の空き家に対する対応はもちろんなのと、現在の道路整備や災害に強い街づくりの中でも、沿岸にあつた住宅街がこの数十年をかけ大きく南下してきており、そのことが住宅の増加と空き家の増加を招いているのではないかとも思えて。そうした観点から、都市計画や街づくりの在り方も併せて見直していくかなれば空き家問題の根本的な解決につながつていかないのではないかと考える。

そこで、現在の空き家に対する考え方と今後の対応方針、合わせて、都市計画や街づくりの在り方にについてどのように考えてこられるのか知事に伺う。

知事 本県の空き家数は、直近の調査で過去最高となつており、中でも、老朽化して危険な空き家は、安全面や衛生面、景観上の観点などから、地域住民にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、対策を講じていく必要があると考えている。このよくな中、危険な空き家については、「老朽危険空き家除却支援事業」により、年間約3百件の除却を行つているものの、本年4月現在で、3千件近くあるものと推計され、依然、高い水準で推移していることから、除却ペースを加速することについて、市町と方針の共有を図り、必要な財源や体制の確保を行つて。一方で、将来的に危険な状態となる空き家を減らしていくため、適切な管理や有効活用を促すチラシを県内全世帯に配布するほか、空き家の管理等に関する相談対応や、所有者と活用希望者のマッチング等をサポートする「空き家等管理活用支援法人」の積極的な活用を市町に促していく。加えて、県民向けセミナーや相談会等において、空き家バンクの利用を促進するなど、空き家の有効な利活用に向けた取組みを強化したいと考えている。また、まちづくりの観点では、さうなる都市の郊外化を抑制しつつ、地域の生活拠点においても日常生活に必要な医療や福祉・商業等の生活サービス機能の維持・確保と地域の活性化の検討の中で進めていく。

化を図る必要がある。そのため、市町において立地適正化計画の策定等を進め、例えば、図書館や文化ホールなどまちの賑わいを生み出す施設を生活拠点に誘導するとともに、まちなか居住を促進する取組みを進めていく。こうした空き家の有効活用とともに、かいつの施策などを市町とも連携して実施していく。

7 教職員による不適切指導等について



鏡原 昨年3月に文部科学省より、各都道府県教育委員会教育長に対して「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」の通知がなされ、「不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めることが望ましい」とされた。47都道府県と20政令市の教育委員会を対象として本年行われた全国紙の調査によると、「不適切指導を処分基準に明記していない」「都道府県、及び政令市は6教委中10教委であり、香川県もその中にある。

文部科学省は令和4年度に「生徒指導提要」を改訂し、体罰や不適切な言動等が、いかなる児童生徒に対しても決して許されないと留意する必要がある一方で、懲戒と体罰・不適切指導の区別については、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるとされており、その適切な対応については個々の教職員に任せているような状況にある。

児童生徒を守る点、教職員を守る点の両方から考えて本県としても一定の目安、基準は必要ではないかと考える。合わせて、県内の教職員の年齢もベテランの先生と若手の先生の2極化に近く、教職員間の相談体制の確立も必要ではないかと考える。そこで、不適切な指導に対する処分基準の策定に対する考え方と教職員間の相談体制の在り方について教育長の考え方を伺う。

教育長 県教育委員会においては、じ指摘の通知を受け、これまで個別に規定していた懲戒処分基準を精査、統合し、懲戒処分全般の基準作成に向け、検討を進めているところであり、お尋ねの不適切な指導等に対する処分基準の策定についても、この検討の中で速やかに進めたと考えてくる。また、教職員間の相談体制のあり方について、現在、学校現場においては、校長のリーダーシップのもと、高年齢層・中堅層・若年層をまたぐ同僚性を基盤として、些細なことでも報告し合って、継続的に振り返り等を行つところ、「チーム学校」の体制整備が進められており、これにより常に問題を学年全体、

8 カスタマーハラスメント対策について



鏡原 一般的なクレームに対しては誠意ある対応をしていくことが求められている。しかしながら、謝罪時の長時間の拘束や土下座の要求、暴言や威嚇など明らかに社会通念上の許容範囲を超えて行われる悪質なクレーム、いわゆるカスタマーハラスメントは、働く者が苦痛を受けるだけでなく、業務のパフォーマンス低下、健康不良に至るなど重大な悪影響を及ぼす。現在、カスタマーハラスメントの統一的で明確な基準はなく、どのように対応するべきかその取り組みが確立されているのが現状である。JASSENSENの調査によると、2年以内にカスハラの被害にあった人は46・8%にも上り、また、国による職場ハラスメントの実態調査では、パワハラ、セクハラに続いてカスハラの相談件数が多いという結果がでている。対策の法整備等も徐々に進んでおり、国においては現在、骨太の方針への反映、労働施策総合推進法にカスハラ対策を盛り込むための検討を始めたと伺っている。本県でも、誰もが働きやすい環境を整えていくため、カスハラ対策を行っていく必要があると考える。

そこで、まず、本県としてカスタマーハラスメントに対し、どのように認識し、その啓発を行つて行なうのか伺う。次に、岡山市では、消費者教育推進計画の一つの項目としてカスタマーハラスメントを取り上げその啓発を行つているほか、東京都では全国初の条例制定に向けて準備が進められている。本県としても国が動くのを待つのではなく積極的に条例化も含めその対策を推進すべきと考えるが、知事の考え方を伺う。

知事 カスタマーハラスメントは、労働者が不安を感じたり、仕事に対する意欲が減退するなど、就業環境への悪影響を生じさせるところから、労働者、企業、消費者など社会全体で、「やつてはいけない行為である」ということを共通認識として共有し、労働者が安心して働くことができるよう、適切に対応していくことが必要であると考えていい。このため、県内企業に対して、カスタマーハラスメントの被害から従業員を守るために相談窓口の設置や、発生時の具体的な対応についての社内研修の実施などを促している。一方、消費者に対しては、県内経済団体等と連携し、カスタマーハラス

学校全體として共有できるよう努めているのである。高年齢層や若年層と比べて中堅層が少ないという本県における教職員の年齢構成の実情を踏まえると、「チーム学校」の体制だけで教職員間の相談体制として十分とまでは言えないと認識しており、今後、教職員間で有意義かつ活発な「カーサイモン」ができる学校づくりの支援や、学校現場の教職員にとの相談しやす環境づくりについて検討していく。

メントに該当する具体的な事例を紹介したリーフレット等を県内の事業所や店舗に掲示するなどにより、その防止に向けた意識啓発に努めているところである。こうした中、国においては、「骨太の方針2024」において「カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメントについて、法的措置も視野に入れ、対策を強化すること」とされており、県としては、その状況を見極めるとともに、他の自治体の取組みについて情報収集を行い、県内の各市町や経済団体等とも連携しながら、効果的な取組みについて今後とも進めていく。

令和6年2月議会 総務委員会

1 メタバースの取組みについて（政策部）

鏡原 メタバースとは、インターネット上に構成される3次元の仮想空間でアバターと呼ばれる自分の分身でその世界に入り、見聞きするような体験などができるというもの。例えば企業の展示会やライブ等で既に活用が進んでいるところもあり、各都道府県や市町村においても、メタバースを活用し、地域のPR活動等を行っているが、本県においてこのメタバースについてどのような認識を持ち活用等を検討しているのか伺う。

答弁 メタバースは、インターネット上の仮想空間に作られた世界に、自分の代わりのアバターが行くことで色々な経験ができるというもので、これまでの動画による情報発信とは異なる。メタバースでは現実の世界を超えるような体験ができることが、他の参加者とコミュニケーションをとること

ができるところの特徴がある。

メタバースでのアバターを介した買い物などによる今までにならない体験や、参加者同士の交流を通してリアルな体験ができることで、参加者は尚更、本物を見てみたい、体験してみたいという気持ちになるため、自治体においても地域の魅力を発信するためにメタバースを活用している事例がある。大阪・関西万博では会場を一つの仮想空間にするバーチャル万博が実施され、参加者がパビリオンなどをインターネット上で万博を体験できるようになる。これは万博史上初の試みであり、この取組みを契機として、本県もオリジナルのメタバースを活用して観光地等を魅力的に発信して誘客につなげることができないかと考え、県として初めての取組みとなるが、来年度予算案、大阪・関西万博出展準備事業4,200万円の中に新規事業としてメタバース制作費を盛り込んで提案している。

- 人口減少対策について（政策部）
- 瀬戸内海歴史民俗資料館の予算案について（政策部）
- 災害時におけるライフラインの早期復旧について（危機管理総局・県警察本部）



令和6年6月議会 環境建設委員会

1 道路修繕について（土木部）

鏡原 道路修繕については路盤等の根本的な修繕を行っていかないか。また、自動車の大型化や通行量の増加など、道路環境を取り巻く状況は刻一刻と変化している。当初、道路設計を行ったときと、現在の状況が異なればその対応も行っていかなければならぬと考へる。その上で今後どのような対応をしていくのか伺う。

答弁 住居や工場、商店などの沿道の利用形態の変化により、交通量などの道路の利用状況が建設時と大きな変化がある場合には、

議案・発議案一覧

議会	議案番号	件名	審議結果
令和6年2月 香川県議会定例会	第 1 号	令和6年度香川県一般会計予算議案	原案可決
	第 2 号	令和6年度香川県特別会計予算議案	原案可決
	第 3 号	令和6年度香川県立病院事業会計予算議案	原案可決
	第 4 号	令和6年度香川県流域下水道事業会計予算議案	原案可決
	第 5 号	香川県文化財保存活用基金条例議案	原案可決
	第 6 号	香川県使用料・手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 7 号	香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 8 号	香川県使用料・手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 9 号	香川県使用料・手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 10 号	香川県保健衛生及び環境問題検査等手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 11 号	香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 12 号	香川県使用料・手数料条例及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 13 号	住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 14 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 15 号	香川県精神保健福祉センター条例等の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 16 号	香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 17 号	香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 18 号	かがわ総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 19 号	香川県子ども女性相談センター条例及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 20 号	香川県子育て支援策臨時基金条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 21 号	香川県土地改良事業分担金等徵収条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 22 号	風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 23 号	香川県営住宅条例の一部を改正する条例議案	原案可決	
第 24 号	香川県監査委員条例等の一部を改正する条例議案	原案可決	
第 25 号	香川県職員定数条例の一部を改正する条例議案	原案可決	
第 26 号	香川県立学校教員及び香川県市立学校教員賃貸教員定数条例の一部を改正する条例議案	原案可決	
第 27 号	香川県行政改進指針-2024-の策定について	原案可決	
第 28 号	第4次香川県かん对策推進計画の策定について	原案可決	
第 29 号	第2次香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について	原案可決	
第 30 号	第9期香川県高齢者保健福祉計画の策定について	原案可決	
第 31 号	第7期かがわ障害者プランの策定について	原案可決	
第 32 号	第8次香川県保健医療計画の策定について	原案可決	
第 33 号	財産の取得について(東讃地域の統合高校建設用地)	原案可決	
第 34 号	財産の処分について(高松東ファクトリーパーク6-B号地)	原案可決	
第 35 号	財産の処分について(高松東ファクトリーパーク13号地)	原案可決	
第 36 号	権利の放棄について(回収が不能となった老人・障害者居室等整備資金貸付金に係る債権)	原案可決	
第 37 号	権利の放棄について(回収が不能となった県立病院の診療費に係る債権)	原案可決	
第 38 号	流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について	原案可決	
第 39 号	工事請負契約の変更について(県道高松坂出線(五色台工区)道路改良工事(五色台トンネル)(高松側工区))	原案可決	
第 40 号	工事請負契約の変更について((土砂災害対策事業)	原案可決	
第 41 号	県道高松・坂出線(乃至工区)道路整備工事(第1工区))「申請契約の変更について(防災・安全工資費算定費付金)県道高松・坂出線(乃至工区)道路整備工事(第1工区)」(土砂災害対策事業)県道高松・坂出線(乃至工区)道路整備工事(第2工区)(台簡)	原案可決	
第 42 号	工事請負契約の変更について(新香川県立体育馆(仮称)建築工事)	原案可決	
第 43 号	工事請負契約の変更について(新香川県立体育馆(仮称)空調設備工事)	原案可決	
第 44 号	工事請負契約の変更について(新香川県立体育馆(仮称)電気設備工事)	原案可決	
第 45 号	包括外部監査契約の締結について	原案可決	
第 46 号	負担付き寄附の受け入れについて	原案可決	
第 47 号	訴訟の提起について	原案可決	
第 48 号	令和5年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決	
第 49 号	令和5年度香川県特別会計補正予算議案	原案可決	
第 50 号	令和5年度香川県立病院事業会計補正予算議案	原案可決	
第 51 号	令和5年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案	原案可決	
第 52 号	香川県税条例の一部を改正する条例議案	原案可決	
第 53 号	建設事業に対する市町の負担金の一部変更について	原案可決	
第 54 号	和解による損害賠償の額の決定について	原案可決	
第 55 号	香川県収用委員会委員の任命同意について	原案可決	
第 56 号	香川県収用委員会委員の任命同意について	原案可決	
第 57 号	香川県収用委員会委員の任命同意について	原案可決	
発議案第1号	香川県議会会議規則の一部を改正する規則(案)	原案可決	
発議案第2号	地方自治法第108条第1項の規定による知事専決処分指定事項の一部を改正する議案	原案可決	
発議案第3号	政治資金規正法違反等の徹底解明と再発防止策の確立を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第4号	国による補充的指示権の創設に慎重な審議を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第5号	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第6号	価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第7号	地域公共交通への支援を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第8号	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する意見書(案)	原案可決	
令和6年6月 香川県議会定例会	第 1 号	令和6年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決
	第 2 号	香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 3 号	香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 4 号	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 5 号	香川県使用料・手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県和事務人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 7 号	香川県営住宅条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 8 号	香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 9 号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第 10 号	財産の取得について(香川県立アリーナサイネージ設備)	原案可決
	第 11 号	財産の取得について(香川県立アリーナ館内ネットワーク設備)	原案可決
	第 12 号	財産の取得について(香川県立アリーナ用器械体操器具及び新体操床マット)	原案可決
	第 13 号	財産の取得について(香川県立アリーナ用スタッキングチェア)	原案可決
	第 14 号	財産の処分について(観音寺港三本松地区公有水面埋立地)	原案可決
第 15 号	香川県公安委員会委員の任命同意について	原案可決	
発議案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第2号	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第3号	有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第4号	学校給食費の無償化を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第5号	技能実習制度の見直しによる人材流出の防止等を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第6号	カスマーマラスマント対策を求める意見書(案)	原案可決	
発議案第7号	食料・農業・農村基本法の改正に関する意見書(案)	原案可決	

当然新たな要求性能に対応していく必要がある。そのため、建設時の舗装構造では、現在の要求性能を満たさない場合には、修繕工事を行つ際に舗装構成の見直しを行ふ場合もあり、例えず多度津町内のさぬき浜街道などでは、舗装厚の変更を行っている事例もある。また、高松長尾大内線など大型車の交通量の多い道路及び交差点流入部等のわだち掘れが予想される区間では、舗装の流動を防止する耐流動性を向上させたアスファルト合材を表層に使用するなど、舗装材料での対策を実施することもある。今後も交通量などの道路の利用状況に配慮しながら、限られた予算の中で安全で円滑な交通を確保するために、効果的な手法で、適切に舗装の維持管理をしていきたい。

● その他の質問

- **補正予算**
(県有施設太陽光発電設備事業)
について(環境森林部)
- **環境にやさしい製品について**
(環境森林部)
- **県営住宅について(土木部)**
- **大型客船の受入に際しての岸壁以外のインフラ整備について**



令和6年4月臨時会

4月30日に臨時会が開かれました。臨時会では、議会内の構成が決定され、私は環境建設委員会と地域医療構想に関わる特別委員会に所属することになりました。また、今回新設された地域医療構想に関わる特別委員会では委員長に就任することとなり、しっかりと議論をリードしていきたいと思います。

議会	議案番号	件名	審議結果
令和6年4月 香川県議会臨時会	第 1 号 発 議 案	専決処分事項の承認について (香川県税条例の一部を改正する条例) 地域医療構想に関わる特別委員会設置に関する決議(案)	承認 原案可決

● お詫びし、訂正いたします。

県議会レポートVol.11 8頁 議案・発議案一覧

令和5年9月香川県議会定例会 7号内の

誤(笠田高校校舎棟第2期改築工事) → 正(笠田高校校舎棟第2期改築工事)